

作業中に被ばくした長尾光明  
さん—福島第1原発で81年



# 原発被ばくで労災請求

## 多発性「白血病基準の3倍」 骨髓腫

西淀川の元会社員

原発内の配管工事やその監督で被ばくし、骨髓腫になったとして、元プラント建設会社社員、長尾光明さん(77)は大阪市西淀川区に13日まで、富岡労働基準監督署(福島県富岡町)に労災

認定を請求した。多発性骨髓腫の労災認定例はないが、原爆症では認定例があるうえ、被ばく量は、同じ骨髓のがんである白血病の労災認定基準を超えている。専門医は「労災認定の理由が十分にある」と訴えている。

多発性骨髓腫が進行すると、全身の骨の融解が起り、突然、骨折したりする。さまざまな臓器に障害も起こる。

長尾さんが所持する放射線管理手帳によると、77、82年の4年3カ月間に、福島第1原発(福島県)、新型転換炉「ふげん」(福井県)、浜岡原発(静岡県)で作業に従事し、70ミリシーベルト被ばくした。年間の被ばく量は電力会社社員の平均に比べ3〜8倍、下請け労働者の平均と比較しても1.5〜3.5倍

だった。86年に退職したが、前歯や首の骨が折れた98年、兵庫医大で多発性骨髓腫と診断された。

旧厚生省原爆医療審議会による原爆症認定基準では「原爆放射線起因性」がある病気として多発性骨髓腫が記載され、過去10年間で17人が認定された。厚生労働省の労災認

定基準では、白血病の場合「5ミリシーベルト×従事年数」以上の被ばくをし、発病は被ばくから1年以上という条件がある。多発性骨髓腫はこの基準が適用される病気として明示されていないが、長尾さん

の場合を白血病に当てはめると、基準の約3倍の被ばくをしたことにな

る。長尾さんは「鎖骨が溶けるなどして冷え込む日は上半身が痛くてたまらない。原因は被ばくしか考えられない。認定してもらい、他の被ばく労働者にも道を開きたい」と話している。

原発作業では白血病で過去5人が労災認定されている。【大島秀利】